

日本文理大学 研究活動に係る行動規範

(2007年11月1日制定)

(2016年2月1日改正)

本学における研究活動の発展及び研究費の適正な使用・管理を目的として、以下の行動規範を定めるものとする。

本学教職員等は、以下の行動規範を遵守し、公正かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

1 本学教職員は、公的研究費が、国の税金で賄われていることをよく踏まえ、研究費使用にあたり、関連の法令、通知及び本学諸規程等並びに使用ルールを遵守しなければならない。

2 研究者は、研究活動又はその結果の発表の過程において、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。

また、研究データ・資料などは適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。

3 本学教職員は、公的研究費の使用ルールを遵守し、不正行為を疑われるような行動を行ってはならない。

特に、昨今の研究上の不正使用の例として、実体を伴わない講師料・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体を伴わない旅費の支払い等を疑われないようにしなければならない。

4 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

5 本学教職員は、不正行為・不正使用があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為・不正使用が行われたことを知った時には、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。

6 本学教職員は、関連の法令等に違反して不正を行った場合は、処分と法的責任を負わなければならない。